

事業主殿

主催 (社)日本ボイラ協会神奈川支部

ボイラー取扱作業主任者能力向上教育・
ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育の実施案内

最近のボイラーは、構造・材料・工作方法・水処理等の技術の進展が著しく、また自動制御装置・燃料装置等の取扱いや水質管理の技術が変化してきております。これらの情勢に伴い、ボイラーの取扱いに従事する者は安全衛生を確保するため、従来にもまして高度な知識と技術が要求されるようになります。今回、**労働安全衛生法第 19 条の 2、第 60 条の 2 の規定に基づき**、ボイラー取扱作業主任者及びボイラー技士等の能力、安全等の水準向上を目的とした、標記教育を下記により開催致しますので、対象者をもれなく参加させられ、最近の技術の進展に対応する知識の習得と災害防止の徹底に役立てられるよう、ご案内申し上げます。

(注) 標記の教育は、上記労働安全衛生法の規定に基づき実施するボイラー取扱作業主任者の能力向上教育又はボイラー技士に対する再教育です。本来**事業者**に義務づけられたものですが、厚生労働省の安全衛生教育指針及び同省の通達(246号、247号)により、当協会が神奈川労働局の管理のもと、**定められた教育カリキュラムによって、事業者**に代って行うものです。従って、**当協会が修了者に対し修了証を交付し、修了者氏名、所属会社名を含む詳細な実施結果報告を所轄労働局・労働基準監督署に提出することにより、事業者はその義務を免れることとなります。**

記

- 1. 教育の対象者** 下記(1)～(3)に該当し、現にボイラー取扱作業主任者又はボイラー取扱業務に従事する者
 - (1) ボイラー取扱作業主任者、特級ボイラー技士、1級ボイラー技士及び2級ボイラー技士でこの教育の未受講者
 - (2) ボイラー取扱技能講習修了者で、この教育の未受講者
 - (3) この教育修了者でおおむね5年を経過した者
- 2. 教育日時** 平成 24 年 6 月 28 日・29 日(2日間)午前 9 時～午後 5 時
- 3. 会場** (社)日本ボイラ協会神奈川支部 会議室 会場は8時30分まで入室できません
横浜市神奈川区鶴屋町 2-21-1 ダイヤビル 6 階(横浜駅西口徒歩 5 分)
(当協会のホームページ各講習会等開催場所案内図を参照)
- 4. 教育科目**
 - (1) ボイラー取扱作業主任者の職務
 - (2) 最近のボイラーと構造上の特徴
 - (3) 自動制御
 - (4) 水管理
 - (5) 燃料
 - (6) 取扱と保守
 - (7) ボイラーの省エネルギー
 - (8) 関係法令及び災害事例、災害防止対策
- 5. 受講料** 12,000 円 (消費税込、テキスト代含まず)
- 6. テキスト** 最近のボイラーとその取扱い 1,800 円(消費税込)
ボイラー及び圧力容器安全規則 1,100 円(消費税込)
- 7. 修了の証明** 本教育修了者については、修了証を交付致します。
- 8. 申込場所** 横浜市神奈川区鶴屋町 2-21-1 ダイヤビル 6 階(電話 045-311-6325)
- 9. 申込日時・手鏡き** 平成 24 年 5 月 16 日より。
平日午前 9:00～11:30 午後 1:00～4:30(土曜日は休みです)
申込みの際は、別紙申込書を提出のうえ、免許証又はボイラー取扱技能講習修了証を呈示して下さい。
ただし、定員になり次第締切ります。
- 10. その他**
 - (1) 会場には駐車設備がありませんので、自動車の乗入れは固くお断わりします。
 - (2) 受講受付後の受講料は返却しませんのでご了承下さい。

書 込 申 込

(社)日本ボイラー協会神奈川支部長 殿

ボイラー取扱作業主任者能力向上教育・ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育を受講したく、受講料
 円を添えて
 申し込みます。

ふりがな			昭和	年	月	日	事務局記入 領収書(控)
氏名			平成				
ボイラー技士免許証・取扱技能講習修了証							
免許証級別	免許番号	交付局名	交付年月日				
級	第 号		年 月 日				
ボイラー取扱技能講習修了証	第 号	交付教習機関名	交付年月日				
第 号			年 月 日				
ボイラー取扱経験年数・作業主任者経験年数、既受講年月日							
免許証取得後の経験年数	作業主任者としての経験年数	前回の受講年月日					
年 月	年 月						
修了証取得後の経験年数							
年 月							
本籍地 (都道府県名のみ記入)			現住所				
勤務先名							
勤務先所在地	電話						

注 1. 「免許取得後の経験年数」は、2級ボイラー技士免許取得以降の経験年数を記入すること。
 2. 「作業主任者としての経験年数」は、事業者より作業主任者として選任された以降の経験年数を記入すること。
 3. 「前回の受講年月日」は、旧ボイラー取扱い作業主任者向上教育又はボイラー技士技能向上教育を含むこの教育既受講者のみが記入すること。